

さくら市農業委員会総会議事録（令和8年2月定例総会）

1. 開催日時 令和8年2月25日（水）午後1時30分から午後3時20分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	3番	小菅 和彦
	5番	田崎 次男
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地移動適正化あっせん申し出について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第7号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について

- 議案第 8 号 令和 8 年度農作業賃金標準額について
報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村松 貞往
副主幹兼係長 小倉 真理
主査 高野 洋
主事補 小竹 敦子

7. 説明者

農政課 農政係長 向田 貴彦

8. 会議

○事務局長(村松)

定刻になりました。

本日の出席委員は 19名で、欠席はありませんので、定足数に達しており、総会は成立いたします。

では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長(七久保)

先日の2月10日に農業委員会会長・事務局長会議がありました。役員等の改選もあつたのですが、目玉となつたのは、農業委員と推進委員の配置について話がありました。栃木県としては、「農業委員と推進委員の一体化を目指すというものでありました。推進委員を減らし農業委員にしていくというものでありました。次回の改選期に間に合うよう要望していくとのことでありました。

それでは、ただいまから、さくら市農業委員会2月定例総会を開催いたします。

○事務局長(村松)

それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。

はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。

○1番 古澤一郎 委員

本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしま

しては議案第3号4件、第7号2件、計6件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第2調査会委員長の報告を求めます。

○11番 小林義和 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第7号4件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第3調査会委員長の報告を求めます。

○17番 大谷伸二 委員

本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号1件、第3号3件、第7号2件、計6件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第4調査会委員長の報告を求めます。

○6番 片岡純雄 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第2号1件、第3号4件、第4号2件、第7号1件、計8件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議事録署名委員の指名

○議長(七久保)

それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。

13番の「軽部 俊典」委員、14番の「小堀 義明」委員 を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地移動適正化あっせん申し出について

《議案1-1》

○議長(七久保)

議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。
番号1番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第1号番号1番について、朗読して説明。)

この土地について、売買及び貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。

○議長(七久保)

あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より推薦願います。

○17番 大谷伸二 委員

あっせん委員としまして、5番 田崎 次男 委員、17番 大谷 伸二 委員を推薦します。

○議長(七久保)

それでは、議案第1号 番号1番のあっせん委員は、5番 田崎 次男 委員、17番 大谷 伸二 委員を指名します。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について

《議案2-1》

○議長(七久保)

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」を議題に供します。

番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第2号 番号1番について、朗読して説明。)

本件は、令和7年10月27日付さ農委第20号をもって、売買による所有権移転について農地法第3条の許可を取得しましたが、許可申請受付以前に譲渡人死亡により相続が発生したため、その許可を取り消すものであります。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○7番 高木 るみ子 委員

ただ今の事務局の説明のとおりです。問題ないかと思われまます。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号1番については、原案どおり承認されました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

《議案3-1》

○議長(七久保)

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。
番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号1番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○8番 関 誠 委員

案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

譲受人の〇〇さんは専業農家として水稻を中心とした農業経営を行っております。

申請地につきましては、以前より〇〇さんが耕作していた土地であり、この度、地権者の売却の意向により規模拡大を行うものであります。〇〇さんは高齢ではありますが、後継者がいる為、今後の営農に支障はありません。

17日に地元推進委員と現地確認しております。特に問題はありません。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案3-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第3号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号2番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。

また、〇〇町にて所有している農地についても2月総会で3条での贈与申請を行っております。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○15番 小林 薫 委員

案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

〇〇町農業委員会においても同様の申請が行われており、さくら市地内における経営規模拡大のための申請であり、問題ないと考えます。

18日に地元推進委員と現地確認しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案3-3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第3号 番号3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号3番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○15番 小林 薫 委員

案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この土地は、相当前にあるのですが、以前この周辺農地を購入した際に売買から漏れてしまった農地で、現在も〇〇さんが耕作しており、この度、贈与での所有権移転となります。

18日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして現地確認しております。何ら問題ないと考えます。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号3番については、原案どおり承認されました。

《議案3-4》

○議長(七久保)

続きまして、番号4番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号4番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○5番 田崎 次男 委員

案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明。)

譲受人〇〇さんは、譲渡人の◇◇から栗畑を40年ほど前に購入し、現在はその木が大きくなり日照に支障をしたした事がきっかけとなり売買に至りました。

18日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地確認しております。問題ないと間考えております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号4番については、原案どおり承認されました。

《議案3-5》

○議長(七久保)

続きまして、議案第3号 番号5番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号5番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図3-5をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件につきましては、申請人のおじいちゃんの土地でして、現在は花きのハウスが建っている状態で50年賃借するものです。現在も使われている状態であり問題ないと考えます。

21日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地確認しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号5番については、原案どおり承認されました。

《議案3-6》

○議長(七久保)

続きまして、議案第3号 番号6番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号6番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚 裕一 委員

案内図3-6をご覧ください。(申請の場所を説明。)

譲渡人に関しては会社員で耕作は人に任せている状態でありました。譲受人は農業をやられており規模拡大ということでもあります。

18日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地確認しております。特に問題ないということでした。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号6番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号6番については、原案どおり承認されました。

《議案3-7》

○議長(七久保)

続きまして、番号7番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号7番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件

件を満たしており、許可相当と判断いたします。

なお、この件は農業者年金受給のために使用貸借を再設定するものです。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○13番 軽部 俊典 委員

案内図3-7をご覧ください。(申請の場所を説明。)

事務局の説明のとおり、使用貸借を再設定するものですので問題ないかと考えます。

18日に地元推進委員と現地確認しております。問題ないかと考えます。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号7番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号7番については、原案どおり承認されました。

《議案3-8・3-9・3-10》

○議長(七久保)

続きまして、議案第3号 番号8番から10番については、同一事業者への売買になりますので一括審議とさせていただきます。事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号8番から10番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○7番 高木 るみ子 委員

案内図3-8～10をご覧ください。(申請の場所を説明。)

株式会社〇〇〇へ、売買により所有権を移転する案件です。水稻、麦、大豆のいずれかを作付予定であります。

17日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地確認しており、問題ないと思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号8番から10番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号8番から10番については、原案どおり承認されました。

《議案3-11》

○議長(七久保)

続きまして、議案第3号 番号11番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号11番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○5番 田崎 次男 委員

案内図3-11をご覧ください。(申請の場所を説明。)

譲渡人〇〇さんと、譲受人◇◇さんは兄弟で、土地の売却をおこなうというものであり

ます。

17日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地確認しております。問題ないかと考えます。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号11番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号11番については、原案どおり承認されました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

《議案4-1》

○議長(七久保)

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第4号番号1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にあります第1種農地と、農地の集团的広がりがある約0.01haで、農業公共投資の対象となっていない土地の第2種農地が混在しておりますが、第1種農地における不許可の例外「農業用施設」であり、なお且つ不許可の例外「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、かつ、事業の目的に供する土地の面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○6番 片岡 純雄 委員

案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、譲受人〇〇さんから譲渡人◇◇さんへ売買により所有権移転を行う案件あります。

転用目的は、〇〇の敷地拡張及び駐車場であります。

転用行為の必要性として、現在年間約***の生産と、△△の加工・販売を行っております。更なる〇〇の新設も視野に入れて全体の事業拡大を検討しておりますが、従業員の増員を計画しており、現状の敷地では駐車場が少なく、また作業の効率性を高めるため、駐車場の確保が必要となったということです。

土地の選定理由としては、現在の〇〇、事業所の隣接位に位置しているということです。

事業計画の内容としましては、従業員用駐車場及び大型トラック用駐車場の造成。取水計画はなし。雨水処理は敷地内自然地下浸透。汚水もありません。擁壁・フェンス等は、敷地周囲に新設土留めを設置します。日照・通風も問題ありません。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策も問題ありません。

21日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案4-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第4号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第4号番号2番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約0.1haで、農業公共投資の対象となつ

ていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○13番 軽部 俊典 委員

案内図4-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

譲受人〇〇さんから譲渡人株式会社◇◇へ売買により所有権移転を行うものがあります。転用行為の必要性ですが、土地所有者が、今後、耕作を続けていくことが難しいといったところからの案件であります。

土地の選定理由としては、良好な日射量の確保、必要面積の確保、農用地区域内ではないということで選定されました。

施設の概要ですが、太陽光パネル〇〇枚、パワーコンディショナー〇台、発電出力**kwになります。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への影響ですが、周辺に農地は無く山なので影響はありません。

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号2番については、原案どおり承認されました。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

《議案5》

○議長(七久保)

次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題に供します。

○12番 石塚 良男 委員

議案第5号 につきましては、当時者であるため退席いたします。

○18番 手塚 裕一 委員

議案第5号 につきましては、当時者であるため退席いたします。

○議長(七久保)

議案第5号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当時者である12番「石塚 良男 委員」、18番「手塚 裕一 委員」の退席を許可します。

【12番 石塚 良男 委員 退席】

【18番 手塚 裕一 委員 退席】

○議長(七久保)

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用集積等促進計画となります。

令和7年度 第11号 公告予定年月日は令和8年3月31日です。

計画の内容といたしましては、農用地利用促進計画(公社)57件です。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号については、原案どおり承認されました。

12番「石塚 良男 委員」、18番「手塚 裕一 委員」の着席を願います。

【12番 石塚 良男 委員 着席】

【18番 手塚 裕一 委員 着席】

議案第6号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

《議案6》

○議長(七久保)

次に、議案第6号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題に供します。

○2番 手塚 栄一 委員

議案第6号 につきましては、当時者であるため退席いたします。

○議長(七久保)

議案第6号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当時者である2番「手塚 栄一 委員」の退席を許可します。

【2番 手塚 栄一 委員 退席】

○議長(七久保)

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規程により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画作成の要請することについて、行ってもよろしいか、お諮りするものでございます。

(議案第6号番号1番について、朗読して説明。)

(議案第6号番号2番について、朗読して説明。)

なお、この議案の承認後、農業委員会は、農用地利用集積等促進計画の内容が、地域計画の達成に資するかどうか、市農政課に意見照会し、その回答を栃木県農業振興公社へ提出することになっております。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第6号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第6号については、原案どおり承認されました。
2番「手塚 栄一 委員」の着席を願います。

【2番 手塚 栄一 委員 着席】

議案第7号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について

《議案7-1-1》

○議長(七久保)

次に、議案第7号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について」を議題に供します。

議案第7号 番号1の1番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、かつ、事業の目的に供する土地の面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」でありますので、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○10番 神山 智子 委員

案内図をご覧ください。(申請の場所を説明。)

詳細は事務局の説明のとおりです。

23日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、なんら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。
議案第7号 番号1の1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の1番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の2番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の2番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地でありますので、第3種農地と判断し、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚 裕一 委員

案内図をご覧ください。(申請の場所を説明。)

耕作者は、隣の〇〇さんが作っていたのですが、昨年で契約が切れている状況です。

17日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、角地であり特に問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。
議案第7号 番号1の2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の2番については、原案どおり承認されました。

≪議案7-1-3≫

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の3番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の3番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」でありますので、代替性の確認をとったうえで、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○2番 手塚 栄一 委員

案内図をご覧ください。(申請の場所を説明。)

内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

17日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の3番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の4番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の4番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域第1種住居地域のため第3種農地と、宅地化の状況が住宅、事業用施設又は公共施設もしくは公益的施設が連坦している区域に隣接する農地の広がりがある10ha未満の区域ですので第2種農地と判断し、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○3番 小菅 和彦 委員

案内図をご覧ください。(申請の場所を説明。)

内容については事務局の説明したとおりですが、申請地の周りに農地は無く影響はありません。

22日に地元推進委員と現地確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の4番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-5》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の5番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の5番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」でありますので、代替性の確認をとったうえで、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○14番 小堀 義明 委員

案内図をご覧ください。(申請の場所を説明。)

内容は事務局のとおりですが、1年後ぐらいに住宅を建てる計画があるとのことでの除外になります。

24日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、特に問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の5番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-6》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の6番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の6番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がり約0.3haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、代替性の確認をとったうえで、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

詳細は事務局のとおりですが、隣が既に太陽光発電になっております。

21日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類及び現地調査しましたが、地何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の6番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の6番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-7》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の7番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の7番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がり約1.9haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、代替性の確認をとったうえで、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○13番 軽部 俊典 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

内容については事務局のとおりです。申請地の後ろ側も太陽光になっているので問題ないかと考えます。

17日に地元推進委員と現地確認を行い、本日の調査会におきまして書類及び現地調査しました。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の7番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の7番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-8》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の8番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の8番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、宅地化の状況が住宅、事業用施設又は公共施設もしくは公益的施設が連坦している区域に隣接する農地の広がりがある区域が10ha未満の区域ですので第2種農地と判断し、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚 裕一 委員

案内図をご覧ください。(申請の場所を説明。)

開田で住宅に囲まれていて、今の状態だとトラクターが入っていくのは難しい農地があります。

17日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の8番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の8番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-9》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の9番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の9番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がり約0.05haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と農地の集団的広がり10ha以上の農地の区域内にある第1種農地が含まれますが、不許可の例外「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、かつ、事業の目的に供する土地の面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」でありますので、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図をご覧ください。(申請の場所を説明。)

詳しくは事務局の説明のとおりです。

21日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類及び現地調査しました。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の9番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の9番については、原案どおり承認されました。

《議案7ー2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号2番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

地域計画策定後、農地中間管理機構を介した農地の貸借の権利設定等を、地域計画に反映させるものであります。

「2農業担う者の変更について」をご覧ください。この審議は、先程の「議案第5号農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を地域計画に反映させるもの等であり、農業担う者への新規追加者が16件となっております。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○議長(七久保)

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案7—3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号3番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

別紙資料「3地域計画の変更にかかる集積率の現状について」をご覧ください。

この審議は、さくら市で策定しています地域計画の「担い手に対する農用地の集積率」を更新するものとなります。資料の「3地域計画の変更にかかる集積率の現状について」の表の中の「集積率 割合」の欄に更新後が記載されています。更新の理由としまして、令和7年10月に農林水産省で示しています地域計画変更マニュアルの改定により、農用地の集積率の計算方法が変更されたため、集積率を再計算したものとなります。

なお、区域内での経営面積を令和8年1月末時点での面積に更新し、目標地図に位置づけられた農業を担う者の状況は、策定日からの変更を反映しております。

説明は以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○14番 小堀 義明 委員

資料の③の10年後の経営面積の数値はどこからきているのですか。

○農政課(向田)

地域計画の農業を担うもの一覧の認定農業者・認定新規就農者の経営面積の合計になっております。

○14番 小堀 義明 委員

その次の、10年後の作業受託面積というのがあるんですが、地域計画のなかの利用者というところに反映されないのでしょうか。

○農政課(向田)

作業受託面積というのはですね、今まで農地バンクを通した貸し借りによって経営面積・耕作権を移動されているかと思うんですが、これとは別に受委託契約を正式に結んだものになります。さくら市ではこの受委託契約を結んだケースが無いので0という数値が入っております。

○14番 小堀 義明 委員

この集積率は現状値ということなんでしょうけれども、集積率に最終的な目標値などはあるのでしょうか。

○農政課(向田)

特に目標とする集積率は明示されてはいないのですが、県の方針では5年後、10年後には各地区8割りを目指していきたいという意向はあるという段階です。ただ、さくら市におきましては、目標地図というのが現状耕作している方の地図になっておりますので、現状の集積率と10年後の目標の集積率がイコールとなっている状態となっております。

○議長(七久保)

ほかに質問がないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号3番については、原案どおり承認されました。

議案第8号 令和8年度農作業賃金標準額について

《議案8》

○議長(七久保)

次に、議案第8号「令和8年度農作業賃金標準額について」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

農作業賃金標準額は、農作業の受委託において、委託者及び受託者間で適正な労働賃金等を設定するための目安となるよう定めているものであります。毎年、事業年度開始前に見直しを行い、農業委員会総会の承認を経て、公表を行っております。

今年度においては、去る、1月27日(火)、午後1時30分から、農業委員会会長、職務代理者、各調査会委員長、生産者の代表者、及びJA担当者による検討会議を開催いたしました。会議の結果、次の点について見直しを行いました。

別添、資料「議案第8号 令和8年度農作業賃金等の標準額」をご覧ください。

変更点を申し上げます。まず、「水稻」について、「耕起」+110円の4,730円

この110円は、主にトラクターやコンバインに必要なアドブルー代ということでありま
す。皆さんはご存じとは思いますが、このアドブルーというのは、主にディーゼル車で使用される、排出ガス中の有害な窒素酸化物を無害な窒素と水に分解する高品位尿素水溶液

ということです。2017年、平成29年よりトラクタ・コンバイン等に義務化されたということです。

以下、関係する項目で同様に110円がプラスされています。「荒代」+110円の4,180円、「植代」+110円の5,390円、「育苗」は、-110円の704円に変更し、これまでは含んでいた種子代を別としました。因みに昨年の種子代が111円ということです。コンバイン刈り取り+110円の17,710円、次に「麦類」です。「耕起整地」については、これまで耕起2回で8,140円でしたが、水稻の耕起と同じに変更し、金額を4,730円、未整備圃場・1区画10a以下は2割増しとしました。「播種」について、摘要欄の「ドリルまき」を削除しました「コンバイン刈り取り」+110円の17,710円、次に「そば大豆」です。刈り取り+110円の17,710円に変更、次に「共通」です。「畦畔刈り」の摘要欄「自走式等は要相談」と変更しました。「一般の農作業」については、現在の最低賃金が1時間1,068円でありますので、8,544円、「1時間」1,068円に変更いたしました。これについては、「栃木県最低賃金に変更され、作業金額がその額を下回る場合は、栃木県最低賃金の額に読み替える」こととしております。

賃借料情報については、令和7年1月から12月までに賃借権を開始した際の賃借料の平均契約額であります。

算出にあたっては、全賃借料データの平均値にこの平均値の70%を足した額を超えるもの、及び平均値の70%を差し引いた額を下回るものについては特別な事情による取引として除外する方法により算出すると定められております。説明は以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【質疑なし】

○議長(七久保)

すいません、作業内容の名称ですが、水稻が「耕起」、麦類が値段が一緒なんです。「耕起整地」となっているんですが、名称は「耕起」と一緒の方がいいですか。

【耕起とするのが良いとの声多数】

○議長(七久保)

では、名称を「耕起」で統一するというのでいいですね。

ほかに質問も無いようですので、採決に入ります。

議案第8号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第8号については、原案どおり承認されました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

《報告第1号、2号》

○議長(七久保)

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号15番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号5番はお目通しを願います。

○議長(七久保)

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちまして、さくら市農業委員会2月定例総会を閉会いたします。

閉会時間 (午後3時20分)